

- ・ エネルギースターに関する広報資料の作成・配布（マーケティング活動の一環として）
- ・ 顧客への教育（マーケティング活動の一環として）
- ・ 事業者の従業員への教育と訓練
- ・ エネルギースターの内容や効果（エネルギー消費量削減の寄与等）に関する事業者のホームページでの紹介

8.4 制度上での規制，違反内容

エネルギースターは自主プログラムであることから、EPA は、登録事業者に対して積極的なマーケティング活動を行うことを求めており、また参加合意書には、規制や違反についての具体的な事項は記載されていない。

ただし、ホームプログラムの参加合意書（建築関係事業者及び住宅エネルギー評価者を対象）によれば、“合意書の締結後、12 か月以内に1件以上のエネルギースター適合住宅を建設・製造あるいは認定する”という要求を満たさない事業者は“休止状態”と判断され、エネルギースターの名称、ロゴ及びエネルギースターにより提供される資料の使用、エネルギースターホームページでの事業者リストへの掲載等の権利を失うとしている。なお、この権利は、エネルギースター適合住宅の建設・製造あるいは認定を行うことによって回復できる。

8.5 参加手続

事業者は、参加合意書に記述される事業者の役割（表 8.1参照）に合意して、EPA と事業者がともに参加合意書の調印を行うことにより、エネルギースターに参加することができる。